

# 社会福祉法人幸得会 定 款 (1-1-1)

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

障害者支援施設黄金荘の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業

(居宅介護支援センターやすらぎ)

(ロ) 障害福祉サービス事業

(指定共同生活援助(介護サービス包括型) 南郷荘)

(ハ) 障害福祉サービス事業

(短期入所 障害者支援施設黄金荘)

(ニ) 障害福祉サービス事業

(多機能型事業所たけとんぼ(就労継続支援B型/生活介護))

(ホ) 一般相談支援事業

(地域移行支援・地域定着支援 地域生活支援センター ひらいずみ)

(ヘ) 移動支援事業

(居宅介護支援センター やすらぎ)

(ト) 障害児通所支援事業

(放課後等デイサービス 居宅介護支援センター やすらぎ)

(チ) 特定相談支援事業

(地域生活支援センター ひらいずみ)

(リ) 障害児相談支援事業

(地域生活支援センター ひらいずみ)

### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人幸得会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行なうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上で支援を必要としている人たちを支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡69番地1に置く。

## 第2章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第5条 評議員会は、7名以上8名以内の評議員を置く。

2 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

3 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

4 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

5 評議員会に議長を置く。

6 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名。外部委員2名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(構成)

第7条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第8条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議)

第9条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定に関わらず、評議員(当該事項について議決に加わることが

できるものにかぎる。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員に対して、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、第5条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(議事録)

第12条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員のうち議長及び指名された評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

### 第3章 役員及び職員

(役員の定数)

第13条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上7名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

4 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

5 前項の常務理事をもって、社会福祉法第45条の16第2項の業務執行理事とする。

(顧問)

第14条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、理事長の相談に応じる。

(役員任期)

第15条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の監事には、この法人の理事及び評議員並びに職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員解任)

第17条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第18条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

3 前1・2項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

(構成)

第19条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会)

第20条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

5 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

6 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

7 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものにかぎる。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の権限)

第21条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選任及び解職

(4) 施設長等の任免、その他重要な人事

(5) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (職 員)

第24条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

#### (記 録)

第25条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 資産及び会計

#### (資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
  - (1) 現 金 100万円
  - (2) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡69番地1  
岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡69番地7  
養護所  
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、面積1,516.30平方メートル

- (3) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡69番地1  
機械室  
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、面積 18.60平方メートル
- (4) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字広滝206番1  
畑  
面積 4,355平方メートル
- (5) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡94番30  
宅地  
面積 374.42平方メートル
- (6) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡94番地30  
岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡92番地7  
作業訓練棟  
木造合金メッキ鋼板・亜鉛メッキ鋼板葺二階建  
面積 一階 419.25平方メートル  
二階 187.15平方メートル
- (7) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡69番地1  
作業棟  
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、面積 49.54平方メートル
- (8) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字毛越185番3  
宅地  
面積 525.85平方メートル
- (9) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字毛越185番地3  
居宅  
軽量鉄骨造スレート葺二階建  
面積 一階 90.67平方メートル  
二階 63.29平方メートル
- (10) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢43番10  
宅地  
面積 788.30平方メートル
- (11) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢43番地14・15  
公衆用道路  
面積 113平方メートル
- (12) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢43番地10の1

- 居宅  
木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建  
面積 一階 112.54平方メートル  
二階 38.89平方メートル
- (13) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢43番地10の2  
作業場  
木造スレート葺平家建、面積 135.48平方メートル
- (14) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字田面54番35  
宅地  
面積 264.46平方メートル
- (15) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字田面54番地35  
居宅  
木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建  
面積 一階 92.18平方メートル  
二階 83.07平方メートル
- (16) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字樋渡49番地2  
作業棟・事務所  
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 面積 373.89㎡
- (17) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字樋渡50番2の1  
作業棟・事務所  
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 面積 204.93㎡

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第27条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、岩手県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には岩手県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- ニ 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民

間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第28条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第29条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所に、当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第30条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定例評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 事業の概要等を記載した書類

4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を積立金に編入することができる。

(会計年度)

第31条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第32条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第33条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第34条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく地域生活支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第35条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散

事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第7章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、主たる法人事務所の所在地を所管する広域振興局長の認可（社会福祉法第45条36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を主たる法人事務所の所在地を所管する広域振興局長に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人幸得会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行なう。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の 成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行なうものとする。

理 事 長	佐々木 秀 一
理 事	菅 原 光 中
〃	氷 室 利 達

〃 菅野 圓子  
〃 千葉 榮  
〃 小野寺 貢  
〃 本間 真教  
〃 藤里 慈亮  
〃 得田 幾郎  
監 事 千葉 清  
〃 鈴木 和博

この定款は、平成 4年10月15日より施行する。  
この定款は、平成 5年10月 6日より施行する。  
この定款は、平成 6年 2月10日より施行する。  
この定款は、平成 8年11月20日より施行する。  
この定款は、平成 9年 8月21日より施行する。  
この定款は、平成10年 8月31日より施行する。  
この定款は、平成12年 4月10日より施行する。  
この定款は、平成12年 6月28日より施行する。  
この定款は、平成12年10月11日より施行する。  
この定款は、平成13年 3月28日より施行する。  
この定款は、平成15年 3月25日より施行する。  
この定款は、平成15年 7月17日より施行する。  
この定款は、平成16年 3月10日より施行する。  
この定款は、平成16年12月 6日より施行する。  
この定款は、平成17年 5月13日より施行する。  
この定款は、平成18年 5月 1日より施行する。  
この定款は、平成18年10月 4日より施行する。  
この定款は、平成19年 3月12日より施行する。  
この定款は、平成22年 6月22日より施行する。  
この定款は、平成24年 5月14日より施行する。  
この定款は、平成24年10月17日より施行する。  
この定款は、平成25年 1月16日より施行する。  
この定款は、平成25年 6月 1日より施行する。  
この定款は、平成25年12月12日より施行する。

この定款は、平成26年 4月18日より施行する。

この定款は、平成27年 9月28日より施行する。

この定款は、平成28年 3月 2日より施行する。

この定款は、平成29年 4月 1日より施行する。

この定款は、平成29年12月28日より施行する。

この定款は、平成30年 5月9日より施行する。

この定款は、令和元年 7月19日より施行する。

この定款は、令和2年 7月 8日より施行する。

この定款は、令和3年 4月15日より施行する。

この定款は、令和4年 9月 6日より施行する。

この定款は、令和6年 7月22日より施行する。

この定款は、令和7年 7月15日より施行する。